

第 2 期豊山町国民健康保険データヘルス計画及び
第 4 期豊山町国民健康保険特定健康診査等実施計画（概要版）

1 策定の趣旨

豊山町では、国民健康保険被保険者の健康増進を図るため、「第 1 期豊山町国民健康保険データヘルス計画」及び「第 3 期豊山町国民健康保険特定健康診査等実施計画」を策定して取り組んできた。このたび、両計画が令和 5 年度をもって終了するため、令和 6 年度から令和 11 年度までを共通の計画期間とし、相互に連動することから「第 2 期豊山町国民健康保険データヘルス計画」及び「第 4 期豊山町国民健康保険特定健康診査等実施計画」の策定を一体的に行う。

（根拠法令等）

データヘルス計画：「日本再興戦略」平成 25 年 6 月閣議決定

特定健康診査等実施計画：高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条

2 計画期間

令和 6 年度～令和 11 年度（6 年間）

3 国民健康保険被保険者の健康医療情報等のデータから見えた主な健康課題

- ①特定健診受診率が県平均より低い。また、「週 3 回以上就寝前夕食」「週 3 回以上朝食を抜く」「飲酒 1 日当たり飲酒量（3 合以上）」の回答者が県平均より多い。（表 1、表 2）
- ②特定健診受診者のうち、血圧に関して受診勧奨値以上の者が多い。また、循環器系の一人当たり医療費も高い。（表 3、表 4）
- ③メタボ該当者のうち、男性は「55 歳～59 歳」「60 歳～64 歳」、女性は「45 歳～49 歳」「50 歳～54 歳」「55～59 歳」の割合が県平均より高い。（表 5）
- ④要介護「5・4・3」の割合が県平均より高く、平均余命（※1）及び平均自立期間（※2）が国・県を下回っている。（表 6、表 7-1、表 7-2）
- ⑤主要がんの一人当たり医療費は、平成 30 年度と比較して「肺がん」「肝がん」「子宮頸がん」「子宮体がん」「乳がん」において増加している。（表 8）

【参考】

※1 平均余命：各年齢の者が平均的に見てあと何年生きられるかという期待値

※2 平均自立期間：日常生活動作が自立している期間の平均（平均余命から要介護 2 以上の期間を除いたもの）

4 計画全体の目的

生活習慣病の重症化を予防し、健康寿命の延伸を図る。

5 計画全体の目標

①健康意識の向上により、生活習慣病の発症を予防	特定健診受診率の向上【早期発見】 メタボ該当者割合の減少【生活習慣の改善】 週 3 日以上就寝前夕食者の割合減少【健康意識の向上】
②生活習慣病の重症化を予防	糖尿病治療中で HbA1c7.0%以上の者の割合減少【重症化予防】
③平均自立期間の延伸	平均自立期間（要介護 2 以上を除く期間）の延伸【健康寿命延伸】
④医療費の適正化	一人当たり医療費の減少【医療費の適正化】

6 健康課題解決に向けた取り組み

①特定健康診査事業	特定健診の実施
②健康診査結果説明会事業	特定健診結果説明会の実施
③特定保健指導事業	メタボ該当者への保健指導の実施
④がん検診事業	がん検診の実施
⑤成人健康診査事業	30 歳～39 歳向けの健康診査の実施
⑥糖尿病性腎症重症化予防事業	糖尿病リスク者へ医療受診勧奨と保健指導の実施
⑦健康啓発事業	とよやま健康マイレージ事業の実施、健康福祉フェスティバルへの参加、商工会健診での健康教育実施
⑧後発医薬品の使用促進事業	後発医薬品の使用促進
⑨重複多剤服薬者への啓発事業	重複服薬者へ啓発

7 特定健康診査及び特定保健指導について

目標	特定健診受診率の向上 32.7%（R4 実績）→60%（R11 目標） 特定保健指導実施率の向上 44.4%（R4 実績）→60%（R11 目標） メタボ該当者及び予備軍の減少 平成 20 年度と比較して 25%減
実施時期	集団健診 7 月、10 月（保健指導は 8 月、11 月） 個別健診 6 月～12 月（保健指導は 8 月～12 月）

表1

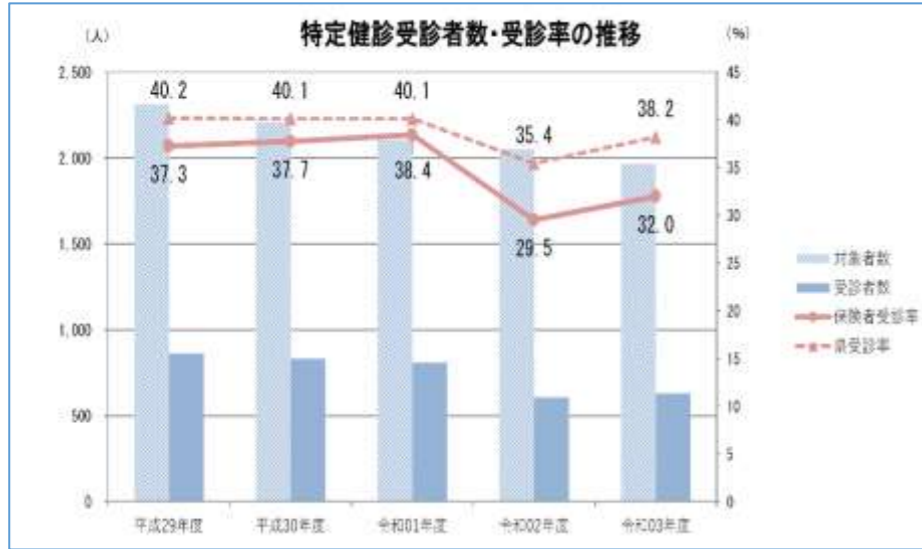


表2

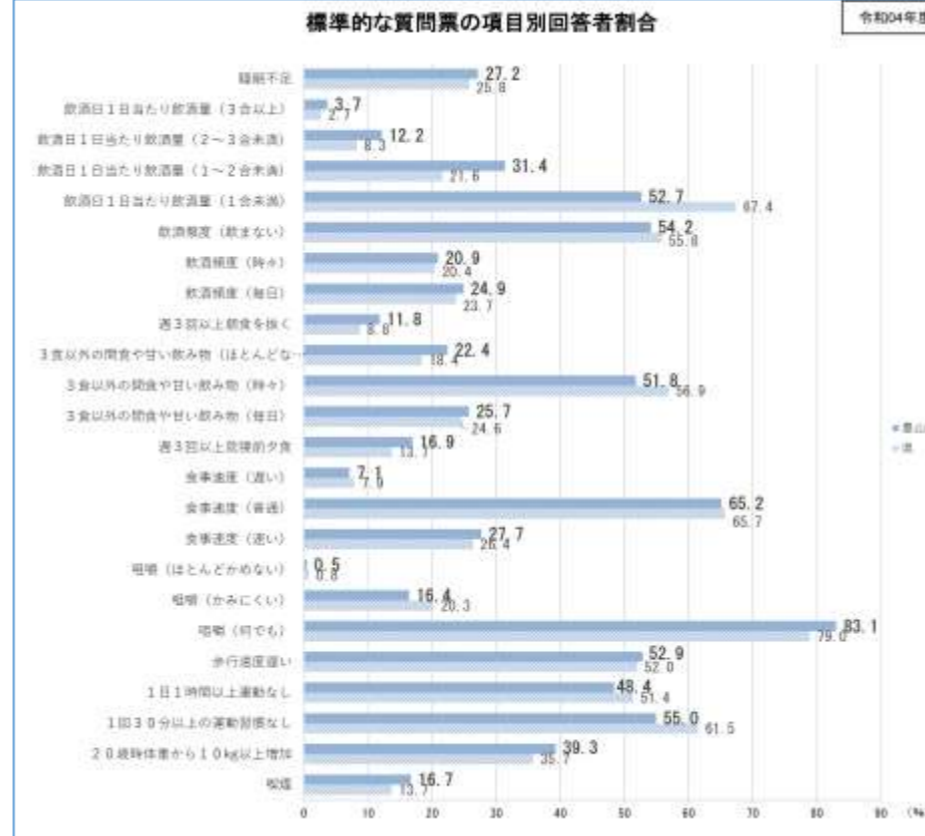


表3

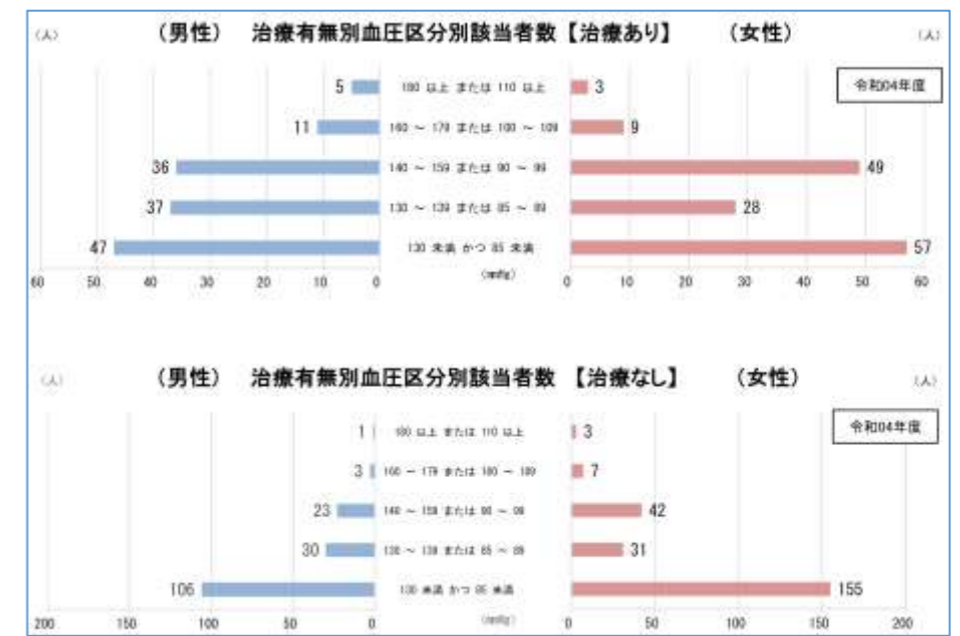


表4

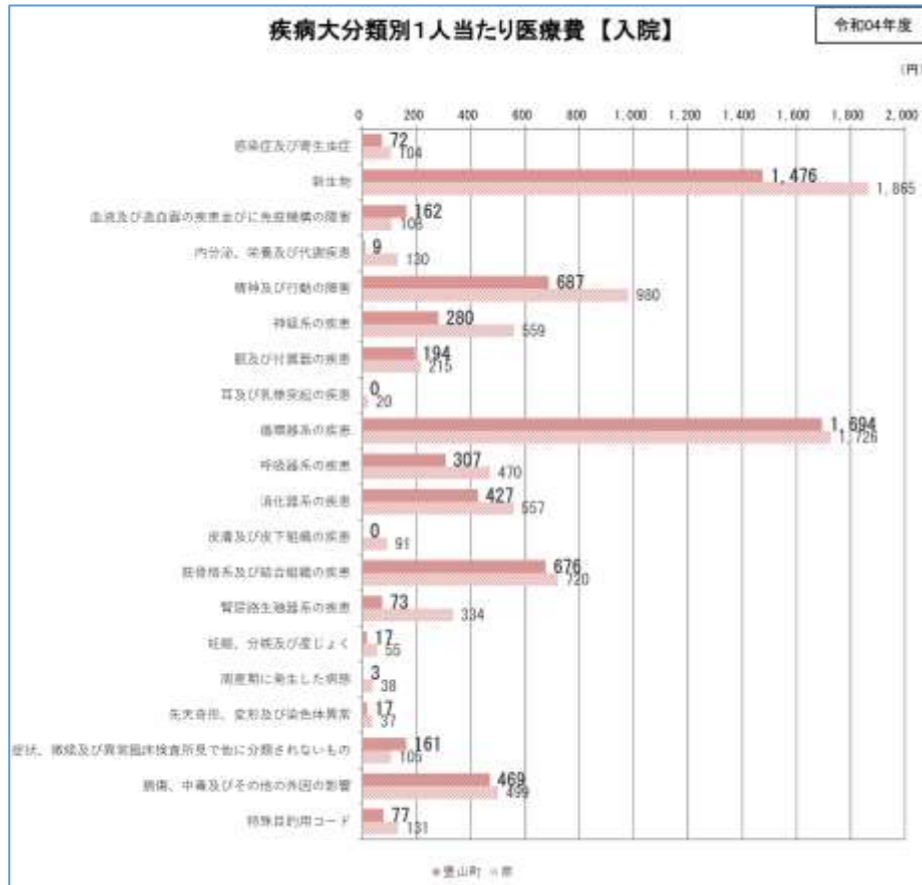


表5

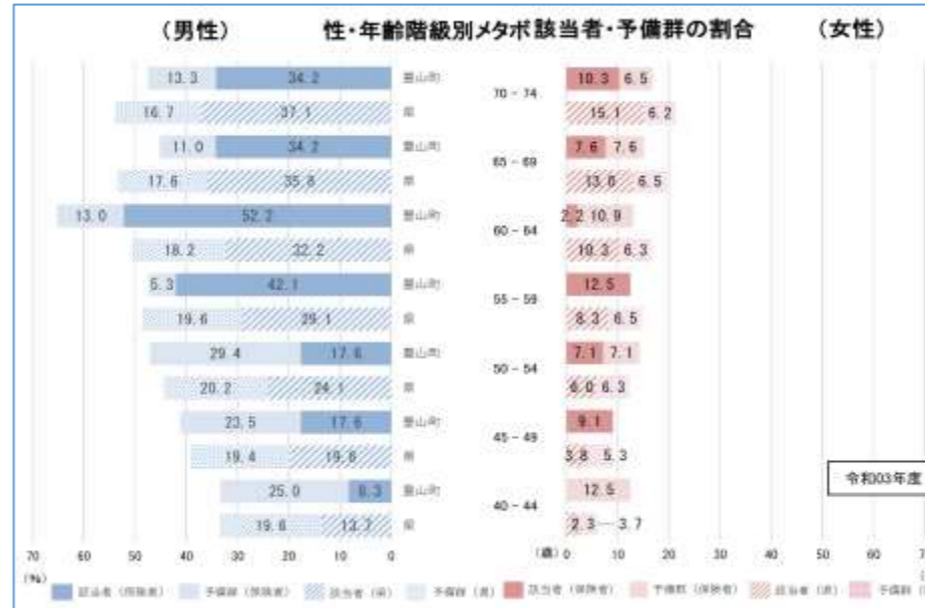


表6



表7-1

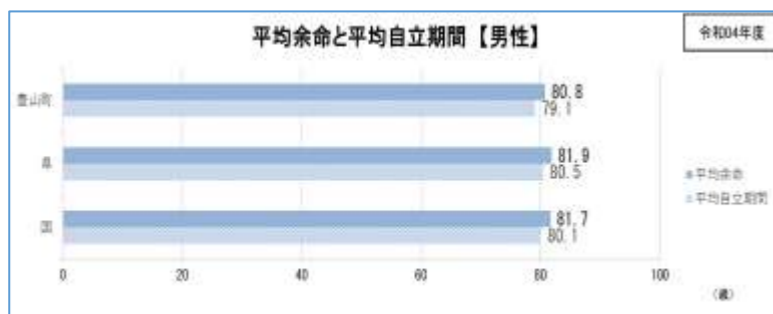


表7-2

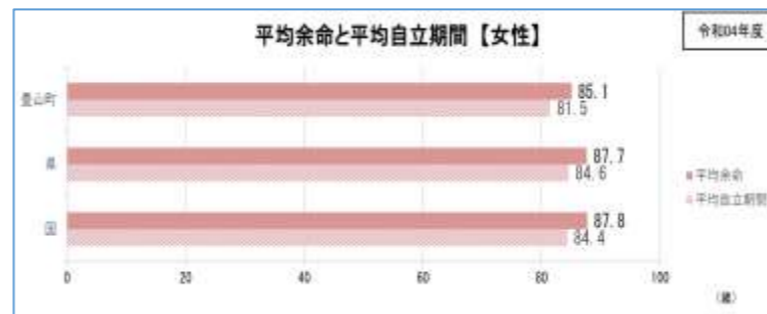


表8

